

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年3月18日（平成28年（行個）諮問第54号）

答申日：平成29年2月16日（平成28年度（行個）答申第177号）

事件名：本人が行った労働者派遣法違反の申告に係る文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私が平成26年特定月日に特定事業所（代表取締役X）の件で申告した調査結果復命書一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月26日付け東労発総個開第27-401号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、少なくとも、何で行政指導になったのか明らかにしてほしいというものである。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 審査請求書

調査結果が全て黒くなっており、何一つわからないため。少なくとも、何で行政指導になったのか明らかにしてほしい。

##### (2) 意見書

理由説明書（下記第3の3（2）エ）の「これらの情報が開示されると～おそれがあり」の箇所についてですが、差支えない範囲で指導内容が公開されることを希望します。理由は、裁判所の民事裁判において、派遣先事業所が東京労働局から行政指導を受けたにもかかわらず、指導、助言を一切受けていないと主張していることもあり、民事裁判において、より事実に基づいた公正な判断がされることを望んでいるためです。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者（以下、第3において

「請求者」という。)が平成27年8月28日付けで行った「請求者が平成26年特定月に特定事業所(代表取締役X)の件で申告した調査結果復命書一式【住所 東京都特定住所 特定電話番号】」の開示請求に対し、処分庁が平成27年10月26日付け東労発総個開第27-401号により行った部分開示決定(原処分)を不服として、平成27年12月20日付け(同月22日受付)をもって審査請求されたものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした情報のうち、下記3(3)に掲げる部分については新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考えます。

## 3 理由

### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)49条の3に基づき、請求者が行った申告及びその処理に係る文書で、別表に掲げる文書番号1ないし16の文書(以下、第3において「対象文書」という。)である。

### (2) 不開示情報該当性について

#### ア 法14条2号

別表に掲げる対象文書4の①、5ないし12及び14ないし16の不開示を維持する部分には、請求者以外の特定の個人を識別することができる職氏名が含まれており、当該部分は、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条3号イ

別表に掲げる対象文書4ないし16の不開示を維持する部分には、調査対象事業所(特定事業所A及び特定事業所B)に関する情報及び当該事業所に対する労働局の対応に関する情報が含まれており、これらの情報が開示された場合、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法14条3号ロ

別表に掲げる対象文書8及び11の不開示を維持する部分には、東京労働局の要請を受けて、特定事業所A及び特定事業所Bから東京労働局に対して、開示しないとの条件で任意に提供されたものであ

って、当該事業所における通例として開示しないこととされている情報が記載されており、これらの情報は、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### エ 法14条7号イ

別表に掲げる対象文書4ないし16の不開示を維持する部分には、特定事業所A及び特定事業所Bの調査対象者から聴取した内容、調査において当該事業所が明らかにした実態、請求者からの申告に係る労働局の調査結果及び対応方針等が記録されており、これらの情報は、労働局の指導監督により明らかとなった具体的な記述であり、これらの情報が開示されると、国の機関が行う検査・指導に関する事情聴取、実態確認のために必要な資料等の調査手法・実施状況等が明らかになるおそれがあり、それらを基に、今後、当該事業主以外の調査対象となる事業主が法令違反の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。

また、これらの情報には、特定事業所A及び特定事業所Bが労働局との信頼関係を前提として、労働局に対して誠実に当該事業所の実態等を明らかにした情報も記載されている。これらの情報が開示された場合には、当該事業所はもとより他の事業所との信頼関係についても失われ、今後、事業主からの関係書類の提出や情報提供にも支障が生じるおそれがある。また、関係書類の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### (3) 新たに開示する部分について

別表に掲げる対象文書1, 4, 5, 6, 9及び12ないし16の新たに開示する部分については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

#### (4) 請求者の主張について

請求者は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「調査結果が全て黒くなっており、何一つ分からないため。少なくとも何で行政指導になったのか明らかにしてほしい」と主張してその開示を求めているが、上記(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示・不開示の判断をしているものであり、請求者の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

## 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち、上記3(3)に掲げる部分を新たに開示することとするが、その余の部分は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年3月18日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年5月18日    | 審査請求人から意見書を收受     |
| ④ | 同年11月10日   | 審議                |
| ⑤ | 平成29年1月26日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年2月14日    | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成26年特定月日に特定事業所(代表取締役X)の件で申告した調査結果復命書一式」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書16に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、少なくとも、何で行政指導になったのか明らかにしてほしいとしている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、別表の2欄に掲げる部分を新たに開示することとするが、別表の3欄に掲げる部分については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号イの不開示情報に該当し、不開示とすべきとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 別表に掲げる文書4(担当者が作成した文書(その1))の不開示部分について

ア 16頁の17行目及び22行目は、諮問庁が新たに開示とする18頁及び22頁の「指導監督年月日」欄の記載から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。また、これを開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働局の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認め

られない。したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 16頁の18行目1文字目ないし4文字目及び23行目1文字目ないし4文字目は、項目名であると認められ、上記アと同様の理由により、法14条2号、3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 16頁の18行目5文字目ないし最終文字目及び23行目5文字目ないし24行目は、労働局の調査に対する特定事業所A及び特定事業所Bの対応者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 文書4の不開示部分のうち、上記アないしウの部分を除く部分には、労働局の担当官が特定事業所A及び特定事業所Bから聴取した内容及び担当官の意見等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働局の調査手法及び対応方針等が明らかとなり、労働局の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書5（担当者が作成した文書（その2））の不開示部分について

ア 18頁ないし22頁の「法条項」欄、「違反事項及び是正のための措置」欄、「措置の必要性」欄、「措置の内容」欄、「是正期日」欄及び「是正確認」欄には、特定事業所A及び特定事業所Bが労働局から指導を受けた個別具体的な法令違反・指導等の内容、是正期限及びその是正内容を労働局が確認した期日等が記載されている。これを開示すると、当該事業所に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 18頁及び20頁ないし22頁の割印部分は、労働局から特定事業

所A及び特定事業所Bへ文書を交付する際に、労働局の決裁文書と交付する文書に労働局が押印した割印であると認められ、上記(1)アと同様の理由により、法14条2号、3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 18頁及び20頁ないし22頁の「受領年月日、受領者職名、受領者名」欄の受領年月日は、諮問庁が新たに開示するとする18頁及び20頁ないし22頁の「交付年月日」欄の記載から推認できる内容であると認められる。したがって、当該部分は、上記(1)アと同様の理由により、法14条2号、3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 18頁及び20頁ないし22頁の「受領年月日、受領者職名、受領者名」欄の受領者職名及び受領者名は、特定事業所A及び特定事業所Bの担当者の職氏名であり、上記(1)ウと同様の理由により、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書6(担当者が作成した文書(その3))の不開示部分について

ア 23頁の3行目は、諮問庁が新たに開示するとする18頁の「指導監督年月日」欄及び「指導形態」欄の記載から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、上記(1)アと同様の理由により、法14条2号、3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 23頁の4行目1文字目ないし8文字目は、項目名であると認められ、上記(1)アと同様の理由により、法14条2号、3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 23頁の4行目9文字目ないし最終文字目は、特定事業所Aの担当者の職氏名であり、上記(1)ウと同様の理由により、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 文書6の不開示部分のうち、上記アないしウを除く部分には、労働局が特定事業所Aに対して行った調査により把握した特定事業所Aの内部情報等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記(2)アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表に掲げる文書7(特定事業所Aが提出した資料)の不開示部分について

当該文書は、特定事業所Aから提出された資料であり、特定事業所A

の内部情報が記載されていると認められ、これを開示すると、関係事業所の事業者を始めとする各事業者が労働局に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働局が行う検査・指導事務に関し、事業所及び関係者の調査への協力をちゅうちょさせ、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表に掲げる文書8（特定事業所Aが提出した資料）の不開示部分について

ア 29頁は、審査請求人の雇用及び就業条件明示書であり、30頁及び31頁は、審査請求人の労働契約書である。これらの文書は、労働局が本件申告内容を確認する上で必要不可欠な文書であると認められることから、労働局が特定事業所Aから当該文書を収集したことは、おのずと明らかになると認められる。また、当該文書は、審査請求人に通知された文書であることから、当該文書に記載された情報は、審査請求人が知り得る情報であると認められ、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。さらに、これを開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働局の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。加えて、行政機関の要請を受けて開示しないと条件で任意に提供されたものとも認められない。したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 文書8の不開示部分のうち、上記アを除く部分には、特定事業所Aの内部情報が記載されていると認められ、上記(4)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号並びに3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表に掲げる文書9（担当者が作成した文書（その4））の不開示部分について

ア 54頁の3行目は、諮問庁が新たに開示とする21頁の「指導監督年月日」欄及び「指導形態」欄の記載から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、上記(1)アと同様の理由により、法14条2号、3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 54頁の4行目1文字目ないし8文字目は、項目名であると認めら

れ、上記（１）アと同様の理由により、法１４条２号、３号イ及び  
７号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ ５４頁の４行目９文字目ないし５行目は、特定事業所Ｂの担当者の  
職氏名であり、上記（１）ウと同様の理由により、法１４条２号に  
該当し、同条３号イ及び７号イについて判断するまでもなく、不開  
示とすることが妥当である。

エ 文書９の不開示部分のうち、上記アないしウを除く部分には、労働  
局が特定事業所Ｂに対して行った調査により把握した特定事業所Ｂ  
の内部情報等が記載されており、審査請求人が知り得る情報である  
とは認められず、上記（２）アと同様の理由により、法１４条３号  
イに該当し、同条２号及び７号イについて判断するまでもなく、不  
開示とすることが妥当である。

（７）別表に掲げる文書１０（特定事業所Ｂが提出した資料）の不開示部分  
について

当該文書は、特定事業所Ｂから提出された資料であり、特定事業所Ｂ  
の内部情報が記載されていると認められ、上記（４）と同様の理由によ  
り、法１４条７号イに該当し、同条２号及び３号イについて判断するま  
でもなく、不開示とすることが妥当である。

（８）別表に掲げる文書１１（特定事業所Ｂが提出した資料）の不開示部分  
について

当該部分は、特定事業所Ｂの内部情報であり、上記（４）と同様の理  
由により、法１４条７号イに該当し、同条２号並びに３号イ及びロにつ  
いて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（９）別表に掲げる文書１２（担当者が作成した文書（その５））の不開示  
部分について

７５頁ないし７９頁の「法条項」欄、「違反事項及び是正のための措  
置」欄、「措置の必要性」欄、「措置の内容」欄、「是正期日」欄及び  
「是正確認」欄には、特定事業所Ａ及び特定事業所Ｂが労働局から指導  
を受けた個別具体的な法令違反・指導等の内容、是正期限及びその是正  
内容を労働局が確認した期日等が記載されており、審査請求人が知り得  
る情報であるとは認められず、上記（２）アと同様の理由により、法１  
４条３号イに該当し、同条２号及び７号イについて判断するまでもなく、  
不開示とすることが妥当である。

（１０）別表に掲げる文書１３（担当者が作成した文書（その６））の不開  
示部分について

ア ８１頁の８行目及び９行目は、労働局が特定事業所Ａ及び特定事業  
所Ｂに対して、是正指導書を交付した年月日であり、諮問庁が新た  
に開示するとする１８頁及び２１頁の「交付年月日」欄の記載から

おのずと明らかになる情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これを開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働局の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 81頁の12行目及び13行目は、労働局が特定事業所A及び特定事業所Bから提出された是正内容を確認した年月日であり、これを開示すると、当該事業所に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(11) 別表に掲げる文書14（担当者が作成した文書（その7））の不開示部分について

ア 82頁ないし86頁の「法条項」欄、「違反事項及び是正のための措置」欄、「措置の必要性」欄、「措置の内容」欄、「是正期日」欄及び「是正確認」欄には、特定事業所A及び特定事業所Bが労働局から指導を受けた個別具体的な法令違反・指導等の内容、是正期限及びその是正内容を労働局が確認した期日等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記(2)アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 83頁ないし86頁の割印部分は、労働局から特定事業所A及び特定事業所Bへ文書を交付する際に、労働局の決裁文書と交付する文書に労働局が押印した割印であると認められ、上記(1)アと同様の理由により、法14条2号、3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 83頁ないし86頁の「受領年月日、受領者職名、受領者名」欄の受領年月日は、諮問庁が新たに開示するとする83頁ないし86頁の「交付年月日」欄の記載から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。したがって、当該部分は、上記(1)アと同様の理由により、法14条2号、3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 83頁ないし86頁の「受領年月日、受領者職名、受領者名」欄の受領者職名及び受領者名は、特定事業所A及び特定事業所Bの担当者の職氏名であり、上記(1)ウと同様の理由により、法14条2

号に該当し、同条3号イ及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 84頁及び86頁の「備考」欄には、労働局が確認した内容が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記(2)アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(12) 別表に掲げる文書15(特定事業所Aが提出した報告)の不開示部分について

ア 文書15は、特定事業所Aが提出した報告であるが、上記(5)において、審査請求人の「雇用及び就業条件明示書」及び「労働契約書」を開示すべきとしていることから、特定事業所Aが派遣元事業所であることが明らかとなるため、87頁の3行目ないし6行目(下記イにおいて判断する部分を除く。)は、審査請求人が知り得る情報であると認められ、当該部分は、上記(1)アと同様の理由により、法14条2号、3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 87頁の印影は、特定事業所Aの印影であり、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 上記ア及びイを除く部分には、特定事業所Aが、労働局からの是正指導に基づき行った改善措置の内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記(2)アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(13) 別表に掲げる文書16(特定事業所Bが提出した報告)の不開示部分について

ア 文書16は、特定事業所Bが提出した報告であるが、上記(5)において、審査請求人の「雇用及び就業条件明示書」及び「労働契約書」を開示すべきとしていることから、特定事業所Bが派遣先事業所であることが明らかとなるため、99頁の3行目ないし5行目(下記イにおいて判断する部分を除く。)は、審査請求人が知り得る情報であると認められ、当該部分は、上記(1)アと同様の理由により、法14条2号、3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開

示すべきである。

イ 99頁の印影は、特定事業所Bの印影であり、上記(12)イと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 上記ア及びイを除く部分には、特定事業所Bが、労働局からの是正指導に基づき行った改善措置の内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記(2)アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及びロ並びに7号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別表

1 文書番号，文書名及び頁			2 新たに開示する部分	3 不開示を維持する部分	4 該当条文（法14条）	5 開示すべき部分
番号	文書名	頁				
1	申告事案調書	1及び2	1頁の「処理計画」欄の不開示部分	なし	—	—
2	申告事案調書添付資料	3及び4	なし	なし	—	—
3	審査請求人が提出した資料	5ないし14	なし	なし	—	—
4	担当者が作成した文書（その1）	15ないし17	15頁の不開示部分 16頁の右上部手書き部分，19行目ないし21行目，25行目ないし27行目，29行目，30行目及び7行目の担当者職名の右側に記載されている内容 17頁の2行目及び13行目	① 16頁の17行目，18行目及び22行目ないし24行目	2号，3号イ及び7号イ  3号イ及び7号イ	16頁の17行目，18行目1文字目ないし4文字目，22行目及び23行目1文字目ないし4文字目
				② 16頁の31行目ないし17頁の1行目，3行目ないし12行目及び14行目以降		なし

5	担当者が作成した文書（その2）	18ないし22	18頁，20頁，21頁及び22頁の1行目ないし11行目（ただし割印部分を除く。），12行目以降の各欄の名称及び備考欄 19頁の1行目ないし11行目，12行目以降の各欄の名称，「受領年月日，受領者職名，受領者名」欄及び備考欄	左記以外の不開示部分	2号，3号イ及び7号イ	18頁及び20頁ないし22頁の割印部分及び「受領年月日，受領者職名，受領者名」欄の受領年月日
6	担当者が作成した文書（その3）	23ないし25	23頁の1行目，2行目及び5行目ないし7行目	左記以外の不開示部分	2号，3号イ及び7号イ	23頁の3行目及び4行目1文字目ないし8文字目
7	特定事業所Aが提出した資料	26	なし	全部	2号，3号イ及び7号イ	なし
8	特定事業所Aが提出した資料	27ないし53	なし	全部	2号，3号イ及びロ並びに7号イ	29頁ないし31頁
9	担当者が作成した文書（その4）	54ないし56	54頁の1行目，2行目及び6行目ないし8行目	左記以外の不開示部分	2号，3号イ及び7号イ	54頁の3行目及び4行目1文字目ないし8文字目
10	特定事業所Bが提	57	なし	全部	2号，3号イ	なし

	出した資料				及び7号イ	
11	特定事業所Bが提出した資料	58ないし74	なし	全部	2号, 3号イ及びロ並びに7号イ	なし
12	担当者が作成した文書(その5)	75ないし79	75頁及び77頁ないし79頁の上段手書き「(案)」の部分 75頁ないし79頁の1行目ないし12行目, 13行目以降の各欄の名称, 「受領年月日, 受領者職名, 受領者名」欄及び備考欄	左記以外の不開示部分	2号, 3号イ及び7号イ	なし
13	担当者が作成した文書(その6)	80及び81	80頁の表題の不開示部分 81頁の2行目の不開示部分, 4行目ないし6行目, 7行目, 10行目, 11行目及び14行目の不開示部分	左記以外の不開示部分	3号イ及び7号イ	81頁の8行目及び9行目
14	担当者が作成した文書(その7)	82ないし86	82頁の1行目ないし11行目, 12行目以降の各欄の名称, 「受領年月日, 受領者職名, 受領者名」欄及び備考欄 83頁及び85	左記以外の不開示部分	2号, 3号イ及び7号イ	83頁ないし86頁の割印部分及び「受領年月日, 受領者職名, 受領者名」欄の受領年月日

			頁の1行目ないし11行目（ただし割印部分を除く。）、12行目以降の各欄の名称及び備考欄 84頁及び86頁の1行目ないし11行目（ただし割印部分を除く。）、12行目以降の各欄の名称			
15	特定事業所Aが提出した報告	87ないし98	87頁の1行目、2行目、7行目及び下部の受付印	87頁の3行目ないし6行目及び8行目（受付印を除く）ないし98頁	2号、3号イ及び7号イ	87頁の3行目ないし6行目（印影を除く。）
16	特定事業所Bが提出した報告	99ないし101	99頁の1行目、2行目、6行目及び下部の受付印	99頁の3行目ないし5行目及び7行目（受付印を除く）ないし101頁	2号、3号イ及び7号イ	99頁の3行目ないし5行目（印影を除く。）

(注) 対象文書には頁番号は付番されていないが、対象文書の1枚目ないし101枚目に1頁ないし101頁と付番したものを「頁」として記載している。